

弔慰金・見舞金制度のご案内

全日電工連 各道府県工組所属のすべての組合員にご加入いただく制度です。

この制度は、組合員の相互扶助の精神を柱として設立・運営されております。

代表の方に万が一のことがあった場合や登録営業事務所が罹災した場合などに弔慰金・見舞金をお支払いする制度です。

補償期間

2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時までの1年間

このような場合にお支払いします



電気工事中の事故死



病気などによる死亡



火災・風水雪災による
営業所の全壊・大規模半壊



水災による営業所の床上浸水



地震・噴火・津波による
営業所の全壊・大規模半壊



自然災害によって自治体から避難指示などが発令され
7日以上営業所に立入りができなくなった場合

弔慰金額・見舞金額

弔 慰 金 額	電気工事中の事故死	10万円
	上記以外の死亡	2万円
見 舞 金 額	火災・風水雪災による営業所の全壊・大規模半壊*	10万円
	地震・噴火・津波による営業所の全壊・大規模半壊*	10万円
	水災による営業所の床上浸水*	5万円
	自然災害によって自治体から避難指示などが発令され 7日以上営業所に立入りができなくなった場合	10万円
	電気工事中の事故により7日以上入院した場合(ただし、1事故に対し請求は1回を限度とする。)	2万円

*「全壊」などの被害の程度は、市町村が発行する「罹災証明書」で認定します。

電気工事中の事故とは…請負先の現場内で電気工事を伴う作業を施工中に起こった不慮の事故を指します。

就業時間中であっても、別々の請負現場への移動中、自宅・自社・倉庫内作業中などは「電気工事中」に含みません。

補 償 対 象

弔 慰 金	組合に登録している代表者が対象です。
見 舞 金	組合に登録している代表者が対象です。 電気工事法で登録した住所で且つ組合に届け出た営業事務所、1か所のみが対象です。

加 入 費

本制度の加入費は年間600円です。

支払方法につきましては、所属の各道府県工組・支部(地区本部)にお問い合わせください。

弔慰金・見舞金の請求方法

所属の各道府県工組・支部(地区本部)に専用の請求用紙がありますので、必要事項を記載し、必要書類と一緒に所属支部(地区本部)にご提出ください。

請求の流れは次のとおりです。



① 事故報告・給付金請求 ② 弔慰金・見舞金お支払い

請求に必要な書類

提出書類	電気工事中死亡弔慰金	電気工事中以外死亡弔慰金	火災等災害見舞金	床上浸水見舞金	地震災害見舞金	避難指示等見舞金	電気工事中入院見舞金
1.弔慰金請求書	○	○					
2.見舞金請求書			○	○	○	○	○
3.死亡診断書*	○						
4.訃報案内(告別式の案内状など)など死亡を確認できる書類*		○					
5.公の機関が発行した罹災証明書*			○	○	○	○	
6.罹災詳細申告書*			○	○	○		
7.入院期間の記載のある医療機関発行の「診断書」「退院証明書」「領収証」等							○

*上表3、4、5、6、7については写しでも可とします。

*上記書類以外に追加資料のご提供をお願いすることがあります。

弔慰金・見舞金をお支払いできない主な場合

[弔慰金・見舞金制度]

- 組合員の犯罪行為
- 組合員の麻薬、あへん、大麻、または覚せい剤、シンナーなどの使用
- 組合員が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
(この制度においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性の作用

全日本電気工事業工業組合連合会

〒105-0014 東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館

TEL: 03(5232)5861 FAX: 03(5232)6855

URL: <http://www.znd.or.jp> E-mail: zennichi@znd.or.jp